

第10期岡山県生涯学習審議会 第4回会議開催要項

日時 平成28年12月21日(水)
14:00～17:00
場所 ピュアリティまきび
3階 橋「たちばな」

1 開 会

2 議 事

- (1) 報告事項
岡山県生涯学習審議会提言後の対応状況について
- (2) 協議事項
「教育県岡山の復活を目指した家庭教育の充実」について
- (3) その他

3 閉 会

第10期岡山県生涯学習審議会委員名簿

【任期 平成27年8月1日～平成29年7月31日】

番号	氏名	役職名	選出分野
1	赤澤正基	岡山県子ども会連合会会長	青少年団体
2	小川孝雄	NPO法人岡山NPOセンター監事	NPO
3	門野八洲雄	岡山県公民館連合会会長	公民館・ESD
4	河上直美	NPO法人タブララサ理事長	NPO
5	澤津まり子	就実短期大学教授	大学(幼児教育)
6	清水玲子	(株)山陽新聞社文化部部長	報道
7	竹久保	勝央町教育委員会教育長	市町村
8	土屋紀子	(一社)岡山県婦人協議会会長	女性団体・社会教育 関係団体
9	土井原康文	和気町立本荘小学校校長	学校
10	櫛本真弓	読書ボランティア「たんぽぽの家」代表	民間団体
11	花房尚	総務委員会委員	県議会
12	福圓良子	NPO法人備前焼タウンプロジェクト協議会理事長	まちづくり
13	藤木茂彦	(株)丸五 代表取締役社長	企業
14	宮本由里子	岡山県立総社高等学校PTA会長	PTA
15	山本珠美	香川大学生涯学習教育研究センター准教授	大学(生涯学習)

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（抜粋）

（都道府県生涯学習審議会）

- 第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。
- 2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
 - 3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

岡山県生涯学習審議会条例

（設置）

- 第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定により、岡山県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

（委員）

- 第3条 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

- 第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事の意見を聴いて、教育委員会が任命する。
 - 3 専門委員は、会長の命を受け、専門の事項を調査する。
 - 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

- 第7条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 前3項の規定は、部会に準用する。

（庶務）

- 第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

（その他）

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

岡山県生涯学習審議会 議事運営等に関する申し合わせ事項

1 議事運営について

- (1) 会議は公開とする。ただし、会長が認めたときは非公開とすることができる。
- (2) 審議の経過及び結果の発表が必要な場合は、会長又は会長の指名する者が行う。
- (3) 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者等を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。

2 議事要旨について

- (1) 議事要旨は公開とし、後日県のホームページに掲載する。

岡山県生涯学習審議会 会議傍聴要領

岡山県生涯学習審議会会議は、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」の趣旨に則り公開いたします。会議傍聴上の留意事項は次のとおりですので、よくお読みください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、会長が認めた場合は、非公開となります。

2 傍聴の手続

(1) 傍聴を希望される方は、開議前に傍聴受付簿に氏名、住所を記入しなければなりません。

(2) 傍聴人数に制限は設けませんが、会議室の制約上、傍聴をお断りすることがありますので御了承ください。

なお、報道関係者で会長が認めた場合は、定められた傍聴人数とは別に傍聴することができます。

3 傍聴できない方

傍聴人は、係員の指示に従い傍聴席に入場してください。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することができません。

(1) 酒気を帯びていると認められる場合

(2) 会議の妨害となると認められるものを携帯している場合

(3) その他会議の公正又は円滑な運営を妨害するおそれがあると会長が認めた場合

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、次のことをしてはいけません。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 飲食すること。

(3) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(4) 議事に批評を加え、又は意見を表明すること。

(5) 許可なく写真を撮影し、録音その他これらに類する行為を行うこと。

(6) 携帯電話用装置その他の無線通話装置を使用しないこと。

(7) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

上記退場を命じられた場合や、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければなりません。

6 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し、別に指示があったときは、それに従ってください。

岡山県生涯学習審議会提言 (H28. 8. 2) 後の対応状況

■ 「多様な主体との連携」「次世代の地域づくりを担う人材の育成」

- 1 県政における最上位の総合的計画である「新晴れの国おかやま生き生きプラン」(仮称)に県民生活部と連携して行う施策を重点施策として掲載予定

重点戦略Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造

6 中山間地域等活力創出プログラム

【ワカモノ・ヨソモノによる中山間地域等の活力創出】

地域おこし協力隊や中・高校生、大学生など若者による地域の魅力の再発見や課題解決の取組を市町村と連携しながら支援することにより、「ワカモノ・ヨソモノ」の視点での地域の活力創出を図るとともに、若者の地域への愛着心や関心を醸成し、定着を促進します。

- 2 平成 29 年度の県の新規・重点事業として、「中高生が活躍！おかやま創生を支える人づくり推進事業」を実施予定（県民生活部の予算を活用）

【事業概要】

中高生が、地域課題の解決やまちづくりに積極的に参画できるような活躍の場を創出することにより、郷土への愛着心の醸成や地域定着・Uターンを促進する。

- ・公民館を拠点に地域課題を学び、課題解決を図る取組を 5 市町村に委託
- ・NPOや地域団体活動への企画段階からの参画を支援する取組を 5 市町村に委託

※現時点で、予算要求の考え方等を整理したものであり、確定事項ではない。

■ 「多様な主体をつなぎ合わせるキーパーソンの確保と育成」

- 1 地域の多様な人材・資源をつなぐ中核的な人材を育成する「社会教育実践専門講座」を実施予定

【事業概要】

生涯学習・社会教育担当職員に限らず、首長部局や学校教育関係者、NPO職員等に対し、社会教育の重点課題に対応した事業や講座の企画・立案、人や情報のコーディネート、各種団体との連携などの専門的な知識・技術に関する実践的な研修を行う「社会教育実践専門講座」を新たに実施予定。

- 2 全公民館長を対象の「公民館長研修会」を実施予定(岡山県公民館連合会事業)

【事業概要】

「館長の役割」、「中央公民館の役割」、「先進公民館に学ぶ」等(備前・備中・美作の 3 地区で開催予定)

「持続可能な地域づくりを担う人材の育成に向けて」

岡山県は、人口減少問題の克服や、本県の持続的な発展の実現に向けて、平成 27 年 10 月に「岡山県人口ビジョン」及び「おかやま創生総合戦略」を策定しました。

また、岡山県教育委員会は、平成 28 年 2 月に策定した「第 2 次岡山県教育振興基本計画」の中で、より良い地域社会の形成に向け、地域に関する学習や若者の地域活動の充実を図り、地元への愛着や住民のつながりを深めるなど、学びを通じて、持続可能な地域づくりを担う人材の育成に努めることとされました。

岡山県生涯学習審議会では、これらの基本方針を踏まえ、学びを通じた持続可能な地域づくりについて、今後の進めるべき施策の方向性を審議してきました。つきましては、次の取組を進めていただきますよう提言いたします。

1 多様な主体との連携

持続可能な地域づくりを進めるためには、行政や学校、地域住民、企業、NPO 等の多様な主体が相互に連携し、持続的に活動できる仕組みづくりが必要です。

特に、県内に約 430 ある公民館は、学びを通じた地域づくりの拠点であり、教育委員会と首長部局とがお互いの強みを生かしながら車の両輪となって、地域の実態に応じた施策をより効果的・効率的に推進していくことが必要です。

2 多様な主体をつなぎ合わせるキーパーソンの確保と育成

上記1の多様な主体をつなぎ合わせるためには、キーパーソンとなる、社会教育主事や公民館職員、地域コーディネーター等の専門職員の人材の確保とその育成が必要です。

また、育成にあたっては、研修内容や方法の工夫などにより、専門職員の意識改革や資質向上を図ることが不可欠です。

さらに、社会教育主事については、全市町村配置に向けて、市町村に対する働きかけを一層強めることが必要です。

3 次世代の地域づくりを担う人材の育成

地域づくりを持続的なものとするためには、子どもたちが地域づくりの担い手へと成長し、そしてその次の世代へバトンをつないでいくというサイクルが必要です。

そのためには、子どもたちが地域に誇りと愛着を持って、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身につけられるよう、発達段階に応じて地域で活躍する出番を提供することや、その活動を顕彰するなどの取組を、地域ぐるみで進めていくことが必要です。

平成28年8月2日

岡山県生涯学習審議会

会長 門野 八洲雄

テーマ「教育県岡山の復活を目指した家庭教育の充実について」

■テーマの設定と協議内容について

教育県岡山の復活に向け、すべての教育の出発点である家庭の教育力を高めることが、喫緊の課題となっています。

現在策定中の「新晴れの国おかやま生き生きプラン（仮称）」の素案でも「学力向上プログラム」の推進施策として、「家庭の教育力を高めることによる、子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着」を掲げており、岡山県教育委員会では、保護者に対して家庭教育に関する情報や学習機会の提供を行うとともに、家庭訪問や電話等による相談体制の強化に努める等により、家庭教育の充実を図っています。

つきましては、家庭教育の現状や課題についてそれぞれのお立場から御意見をいただいた後、家庭教育に充実を図るための今後の方策等について御協議いただきたいと思います。

■スケジュール

- 平成28年12月21日
 - ・家庭教育に関する現状や県・市町村の取組状況について（事務局説明）
 - ・家庭教育の現状と課題についての協議

- 平成29年3月予定
 - ・前回協議内容について（事務局説明）
 - ・家庭の教育力を高めるための方策についての協議

- 平成29年6月予定
 - ・前回協議内容について（事務局）
 - ・提言案の取りまとめ→教育長へ提言書（平成29年7月予定）

1 家庭教育に関する主な計画

「晴れの国岡山生き生きプラン」(平成26～28年度)

重点戦略Ⅰ 教育県岡山の復活 1 学力向上プログラム

重点施策 家庭における学習時間確保の推進

家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭での生活体験を通じて子どもたちは生きる力を身につけ、さまざまな能力や意欲を培うことから、家庭教育に関する情報や学習機会の提供と相談体制の充実等に努め、家庭の教育力を高めることで、子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着を図ります。

「新晴れの国おかやま生き生きプラン(仮称)素案」(平成29～32年度)

重点戦略Ⅰ 教育県岡山の復活 1 学力向上プログラム

推進施策 家庭の教育力を高めることによる、子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着

保護者や企業に対して家庭教育に関する情報や学習機会の提供を行うとともに、家庭訪問や電話等による相談体制の強化に努め、すべての教育の出発点である家庭の教育力を高めることで、子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着を図ります。

「第2次岡山県教育振興基本計画」(平成28～32年度)

家庭・地域の教育力の向上

- (1) 家庭の教育力を高めることによる、子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着
- (2) 地域住民の参画による学校教育支援、家庭教育支援等の取組と推進

「おかやまいきいき子どもプラン2015」(平成27～31年度)

2 家庭の子育て力の充実

重点施策

- (1) 次代の親の育成
- (2) 家庭の教育力の向上
- (3) 男女共同参画による子育ての推進

「岡山県子ども・若者育成支援計画」(平成24～28年度)

基本目標Ⅲ 子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり

重点目標7 家庭における教育力の向上

重点目標8 地域における教育力の向上

重点目標9 相談体制の充実

家庭教育に関する参考資料

子どもを取り巻く社会環境の状況

- ・ 児童のいる世帯占める核家族世帯・・・P 1 2
- ・ 母子・父子世帯数の推移・・・P 1 3
- ・ 共働き世帯の推移・・・P 1 3
- ・ 相対的貧困率の年次推移・・・P 1 4

様々な困難を有する子どもの状況

- ・ 要保護及び準要保護児童生徒数の推移・・・P 1 5
- ・ 学校内外における暴力行為発生件数の推移・・・P 1 5
- ・ 小・中学校における不登校児童生徒数の推移・・・P 1 6
- ・ 少年非行状況・・・P 1 6
- ・ 児童相談所における子ども虐待相談対応件数の推移・・・P 1 7

家庭や地域における教育力の状況

- ・ 子育ての悩みや不安・・・P 1 8
- ・ 地域社会のつながりの希薄化・・・P 1 9
- ・ 近所との関わり・・・P 2 0
- ・ 最近参加した地域活動・・・P 2 1
- ・ 青少年の平日に費やす時間・・・P 2 2
- ・ 授業外の平日の学習時間・・・P 2 3

家庭教育とは・・・

父母その他の保護者が子供に対して行う教育
(全ての教育の出発点)

<教育基本法第10条第1項>

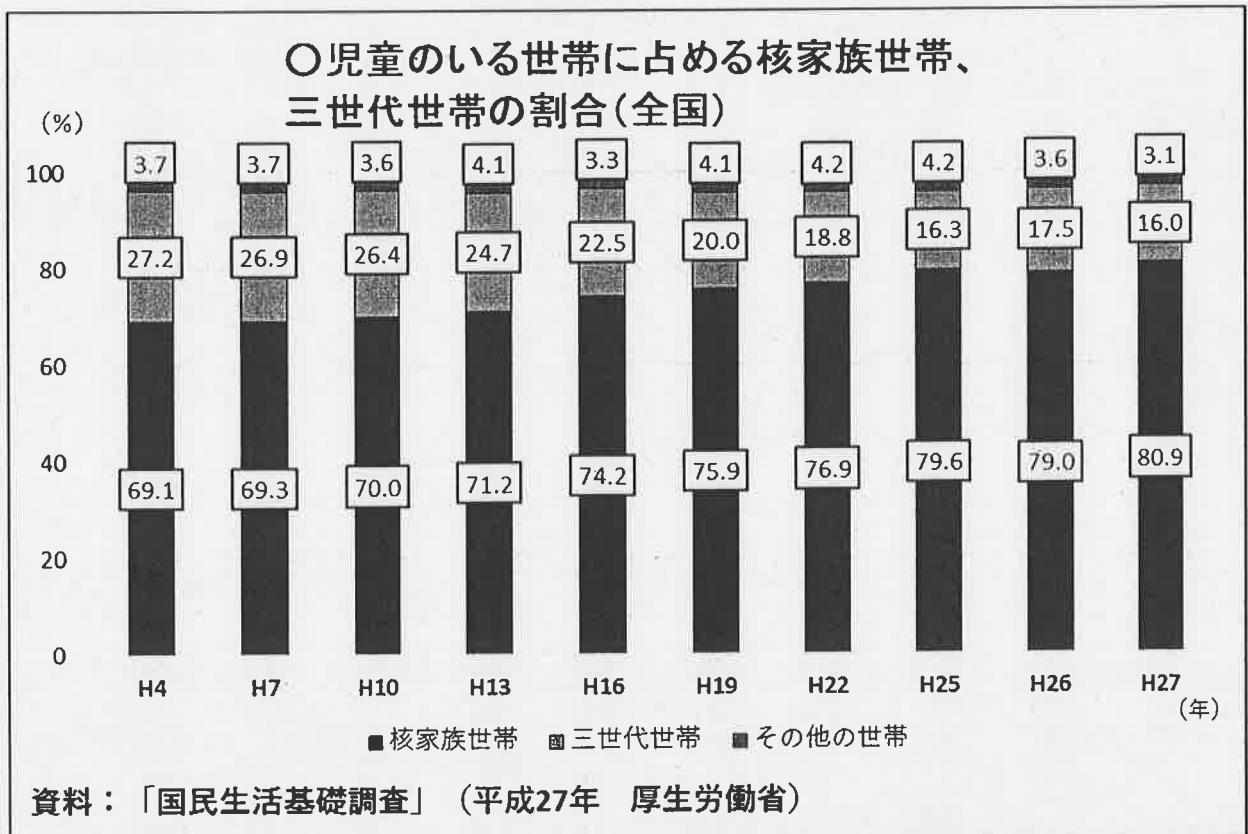
父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

<「つながりが創る豊かな家庭教育」平成24年3月家庭教育支援の推進に関する検討委員会報告書(抜粋)>

○家庭教育とは

家庭教育は、父母その他の保護者が、子どもに対して行う教育のことです。家庭教育は、乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。さらに、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものです。

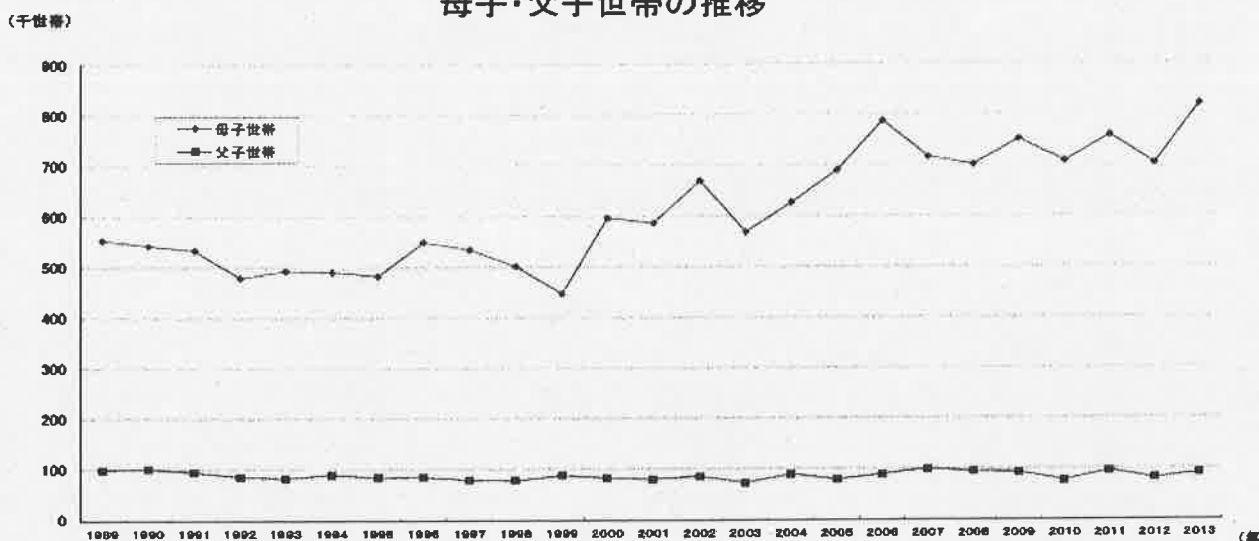
出展：文部科学省 家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会資料



母子世帯・父子世帯数の推移

母子世帯の数は増加傾向。

母子・父子世帯の推移

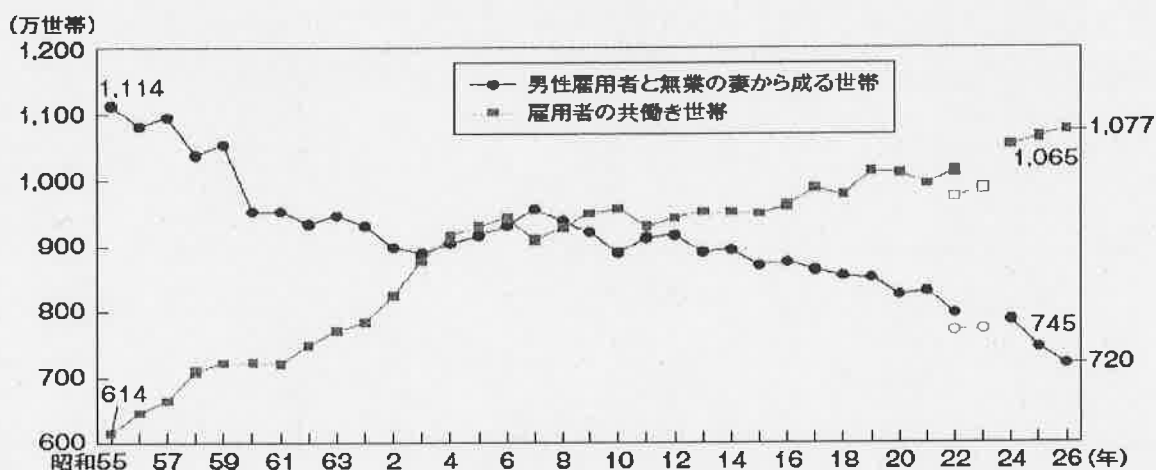


注1: 母子(父子)世帯とは、死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む)で、すでに配偶者のいない65歳未満の女(男)(配偶者が長期間生死不明の場合も含む。)と20歳未満のその子(養子を含む)のみで構成している世帯をいう。
注2: 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

厚生労働省:平成25年 国民生活基礎調査より

共働き世帯の推移

共働き世帯が増加している。



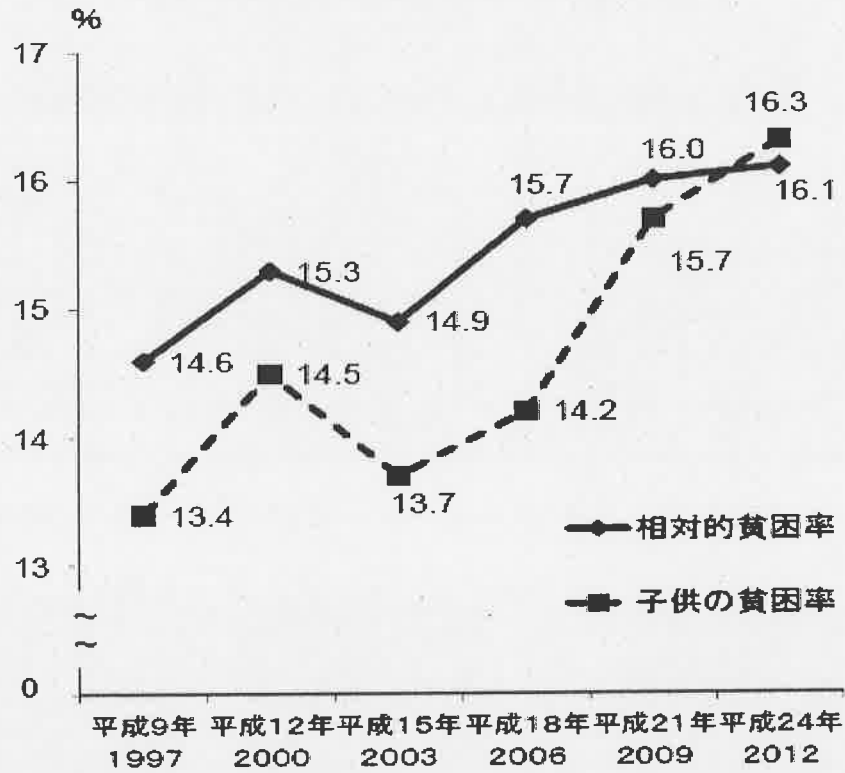
- (備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者の世帯。
4. 平成22年及び23年の数値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

内閣府男女共同参画局:男女共同参画白書 平成27年度版

相対的貧困率の年次推移

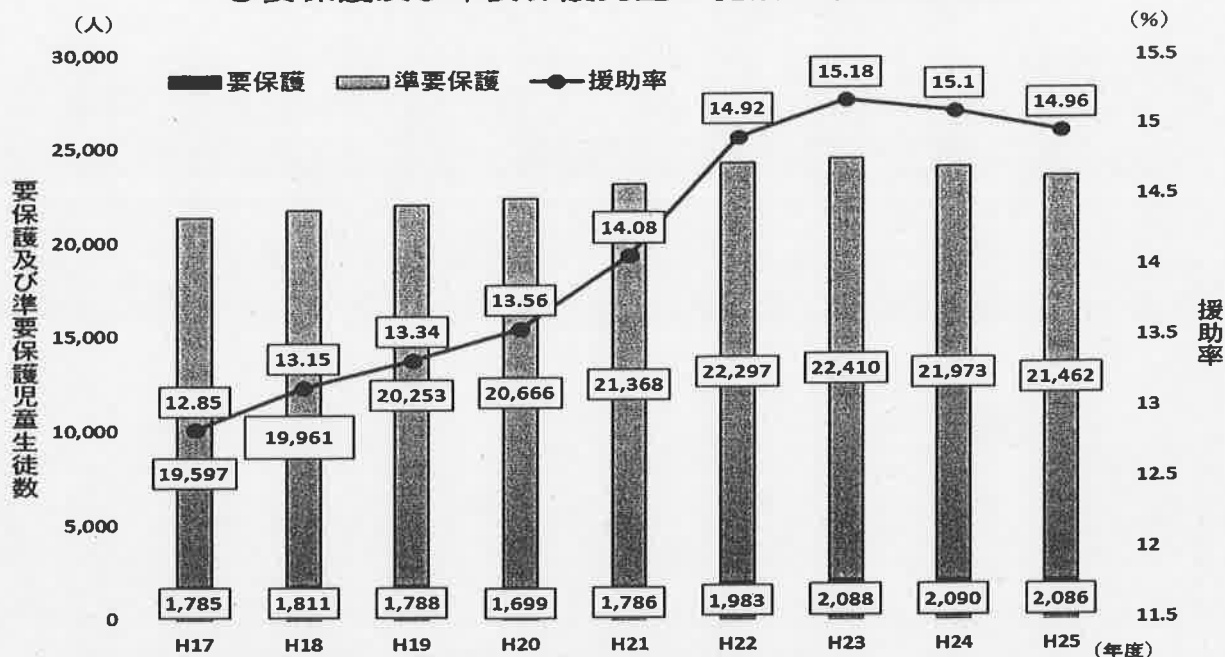
最新の相対的貧困率は、全体で16.1%、子供で16.3%

相対的貧困率の年次推移



出展：厚生労働省 平成25年国民生活基礎調査

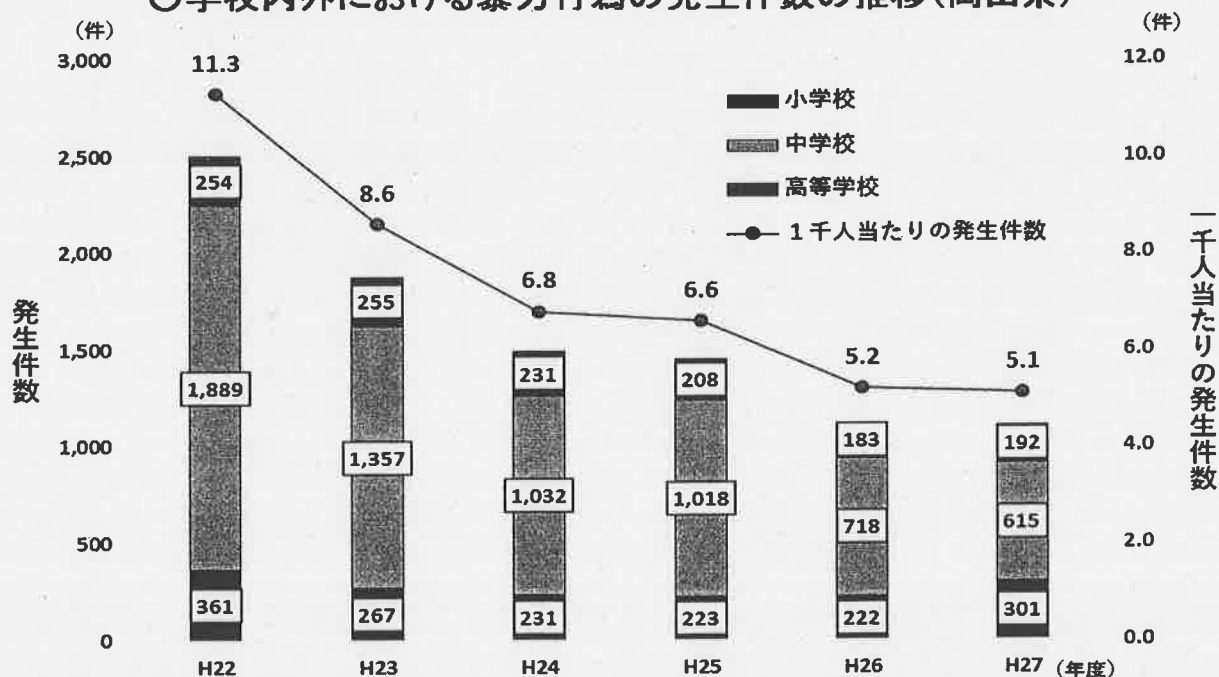
○要保護及び準要保護児童生徒数の推移(岡山県)



- ※・要保護児童生徒数とは、生活保護法に規定する要保護者の数をいう。
- ・準要保護児童生徒数とは、要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数をいう。
- ・援助率とは、公立学校児童生徒数に占める割合を表したもの。

資料：「就学援助実施状況等調査」(平成25年度 文部科学省)

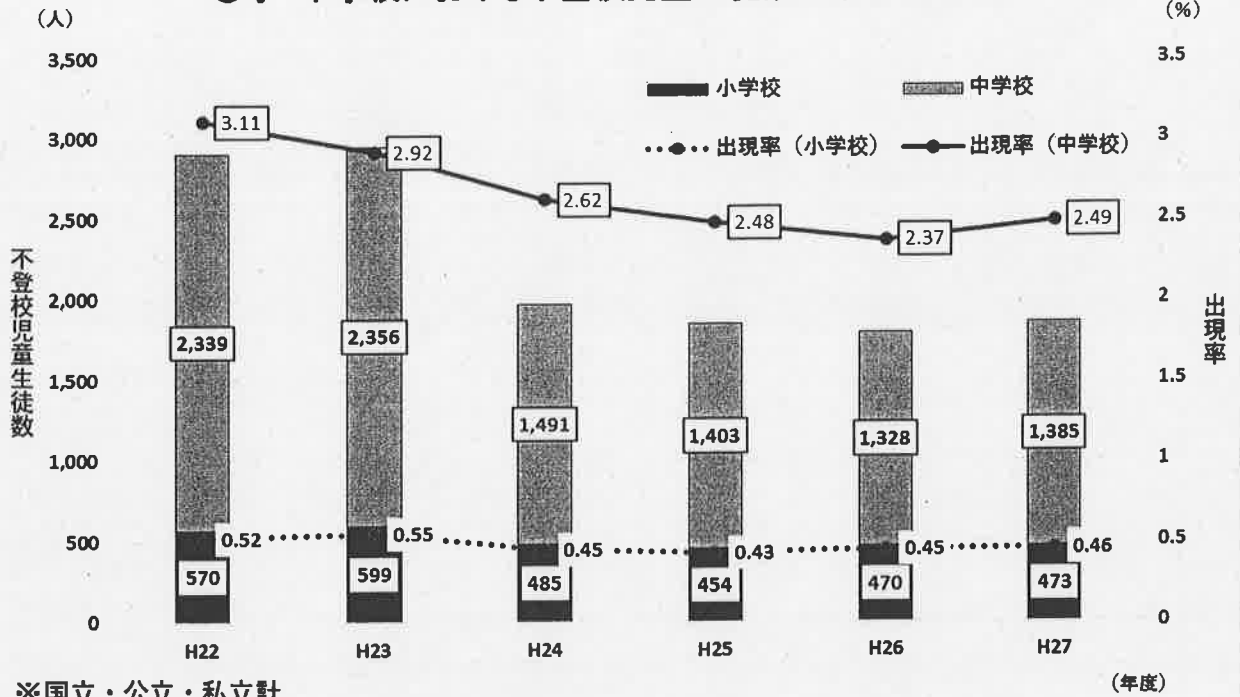
○学校内外における暴力行為の発生件数の推移(岡山県)



※国立・公立・私立計

資料：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(岡山県教育庁)

○小・中学校における不登校児童生徒数の推移(岡山県)

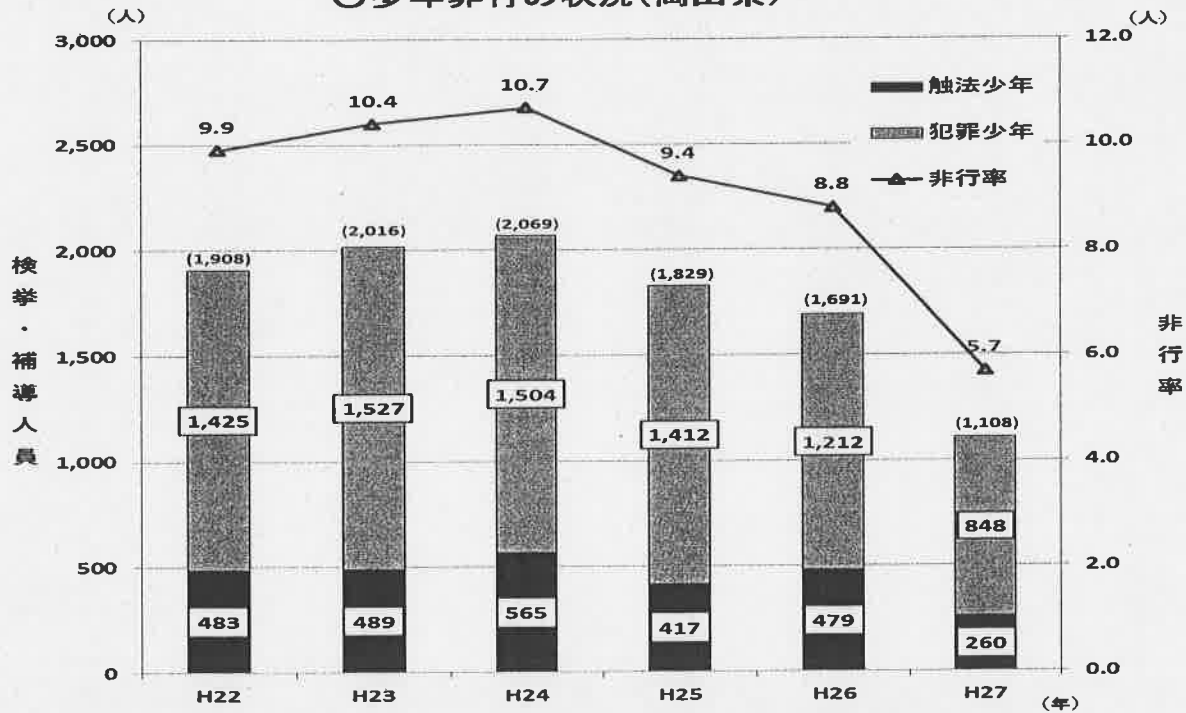


※国立・公立・私立計

※出現率とは、在籍児童生徒数のうち不登校児童生徒数の割合をいう。

資料：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(岡山県教育庁)

○少年非行の状況(岡山県)



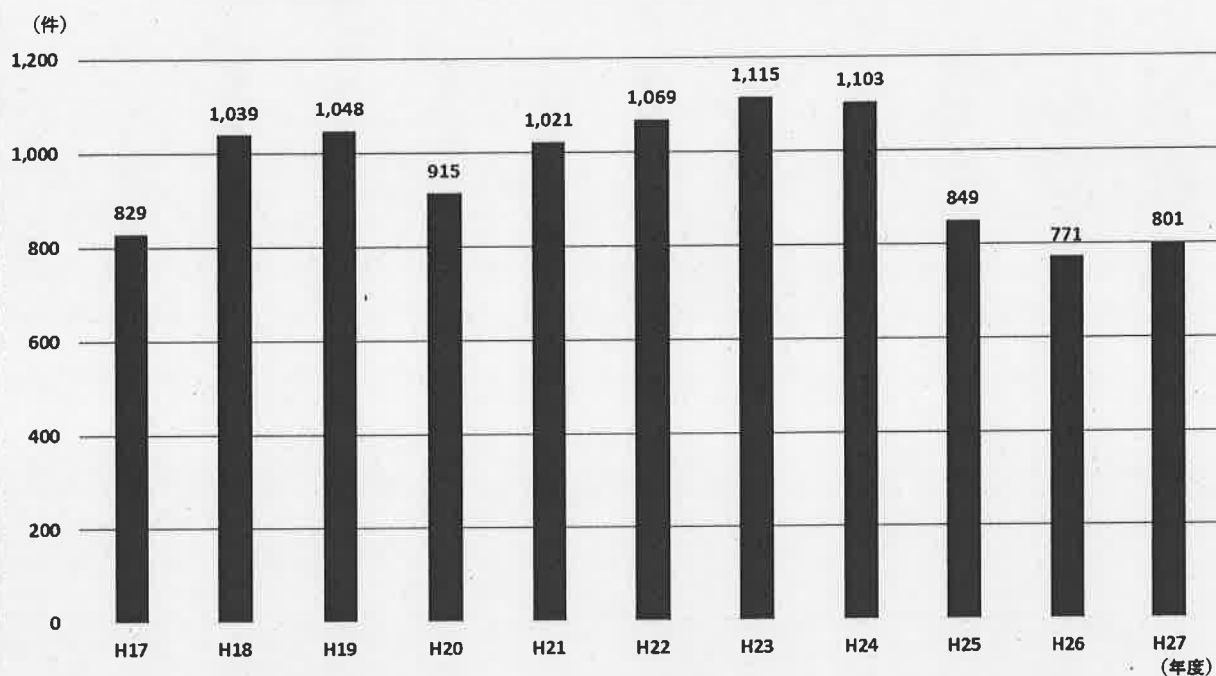
※非行率とは10～19歳の少年人口1千人当たりの検挙補導人員の割合をいう。

触法少年とは刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。

犯罪少年とは罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。

資料：岡山県警察本部

○児童相談所における子ども虐待相談対応件数の推移(岡山県)



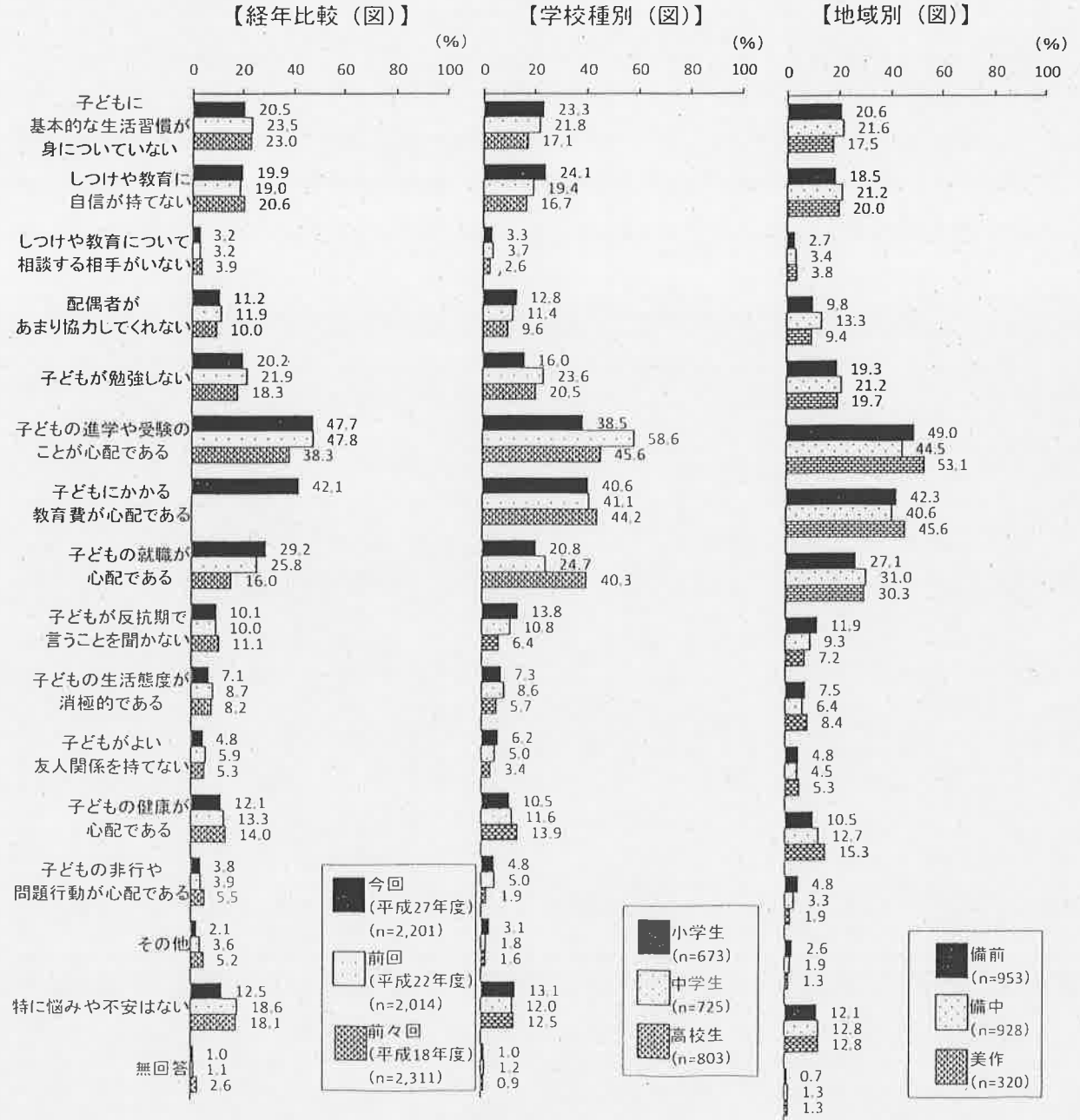
資料：「福祉行政報告例」(厚生労働省)

9 子育てやしつけの悩みや不安について

問17 あなたが、子育てやしつけなどについて、悩みや不安を感じていることは何ですか。
《〇はいくつでも》

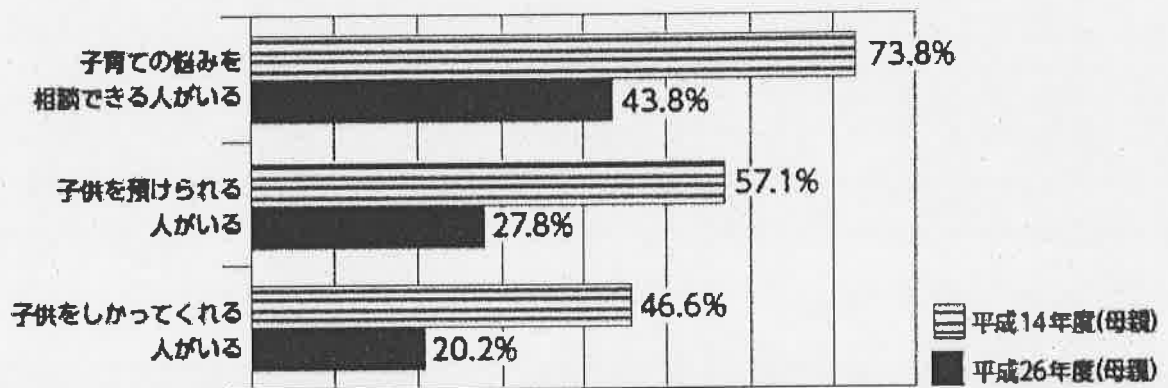
子育てやしつけで、悩みや不安を感じていることについて、「子どもの進学や受験のことが心配である」が47.7%と最も高くなっています。ついで、「子どもにかかる教育費が心配である」が42.1%、「子どもの就職が心配である」が29.2%となっています。経年比較でみると、平成18年度から平成27年度にかけて「子どもの就職が心配である」が高くなっています。

学校種別でみると、小学生、中学生、高校生と上がるにつれて、「子どもの就職が心配である」などが高くなっています。



地域社会のつながりの希薄化

地域の中での子供を通じた付き合いが減少している。



(株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託)(平成14年度)
三菱UFJリサーチ&コンサルティング「子育て支援策等に関する調査 2014」(平成26年度)

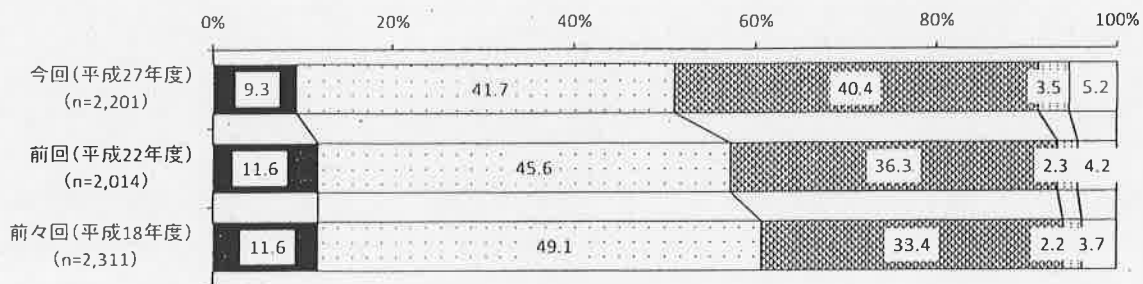
15 近所との関わりについて

問24 あなたの家では、近所の方とのつきあいがどの程度ありますか。《○は1つ》

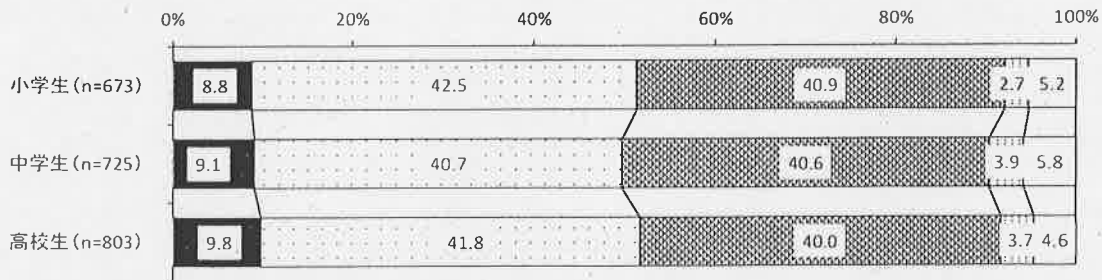
近所の方とのつきあいについて、「たまに立ち話しをするなど、やや緊密」が41.7%と最も高くなっています。ついで、「会えばあいさつする程度」が40.4%、「互いに相談したり助け合うなど、非常に緊密」が9.3%となっています。経年比較でみると、平成18年度から平成27年度にかけて「たまに立ち話しをするなど、やや緊密」が低くなっています。

学校種別でみると、大きな差はみられません。

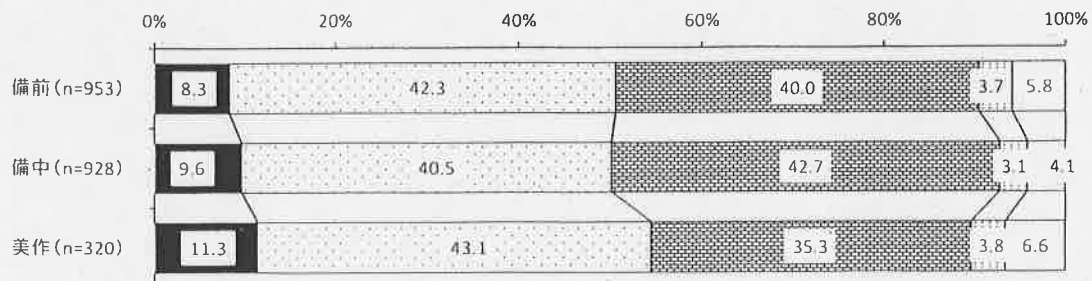
【経年比較 (図)】



【学校種別 (図)】



【地域別 (図)】



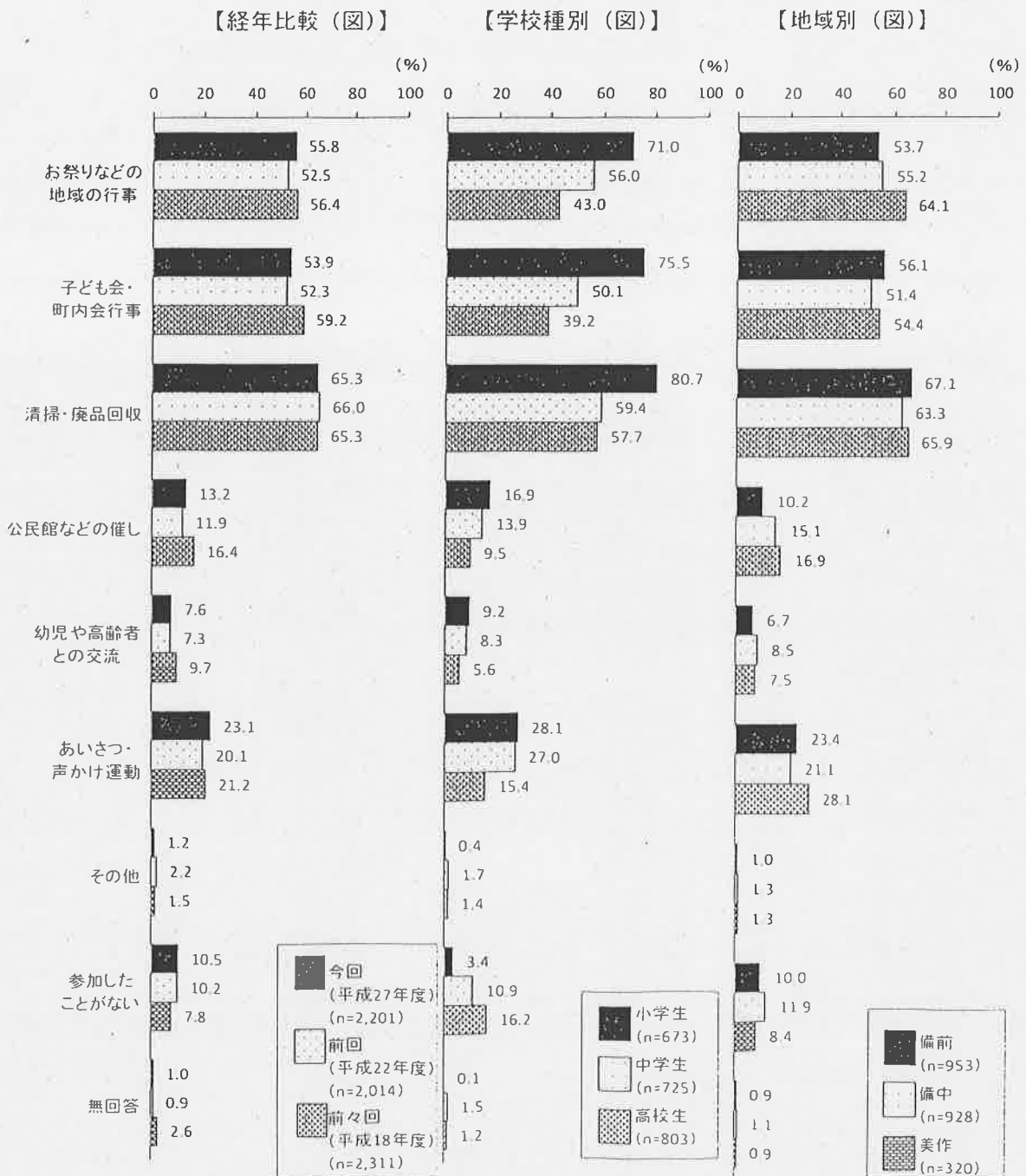
出展：岡山県 平成28年3月 青少年の意識等に関する調査

16 最近参加した地域活動について

問25 あなたは、最近1年間で次のような地域の活動に参加したことがありますか。
《○はいくつでも》

最近1年間で参加した地域活動について、「清掃・廃品回収」が65.3%と最も高くなっています。ついで、「お祭りなどの地域の行事」が55.8%、「子ども会・町内会行事」が53.9%となっています。経年比較でみると、平成22年度から平成27年度にかけて「お祭りなどの地域の行事」、「あいさつ・声かけ運動」が高くなっています。

学校種別でみると、小学生、中学生、高校生と上がるにつれて、「参加したことがない」が高くなっています。また、地域別でみると、美作県民局管内は備前、備中県民局管内に比べて「お祭りなどの地域の行事」が高くなっています。



7 平日に費やす時間について

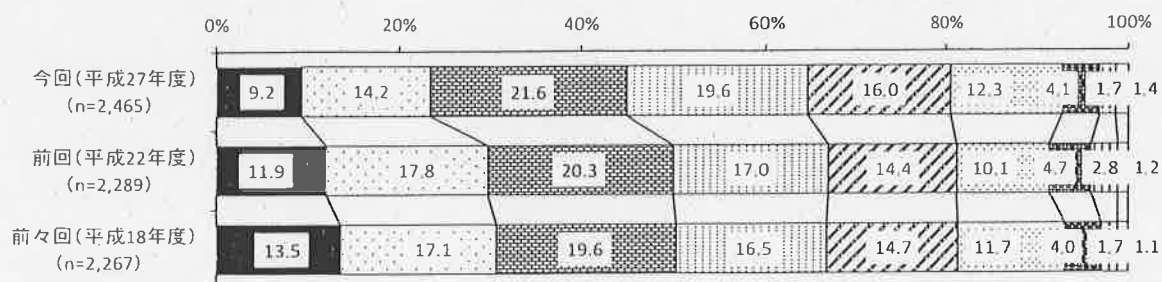
問 10 あなたが、平日（学校がある日）に次のことをしている時間（1日平均）は、どれくらいですか。《○は①～④それぞれ1つずつ》

①学校の授業以外で勉強する時間（家での学習、塾、家庭教師など）

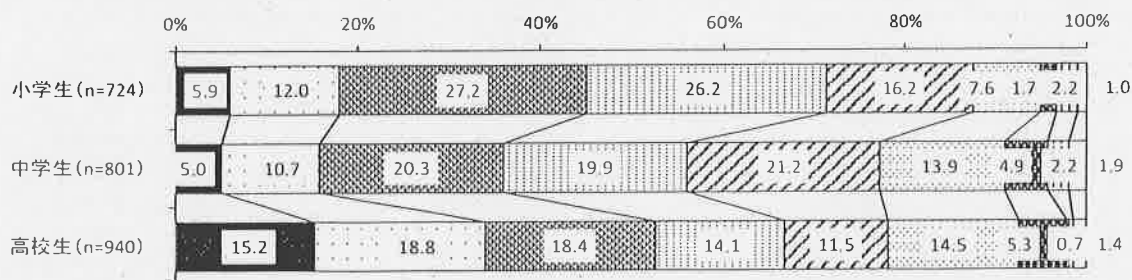
平日に学校の授業以外で勉強（家での学習、塾、家庭教師など）に費やす時間について、「30分～1時間未満」が21.6%と最も高くなっています。ついで、「1時間～1時間半未満」が19.6%、「1時間半～2時間未満」が16.0%となっています。経年比較でみると、平成18年度から平成27年度にかけて「しない」が低くなっています。

学校種別でみると、中学生より高校生の方が、「しない」、「30分未満」が高くなっています。

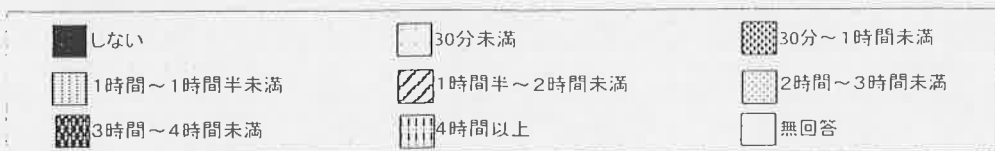
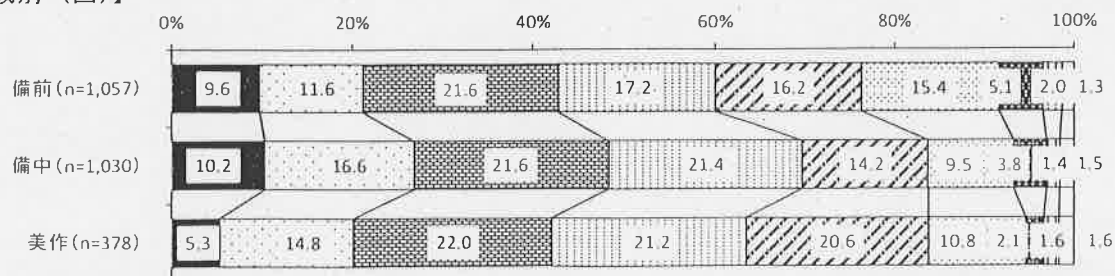
【経年比較（図）】



【学校種別（図）】

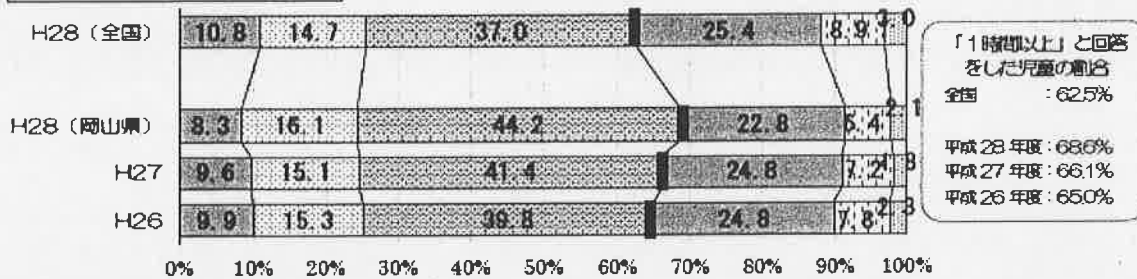


【地域別（図）】

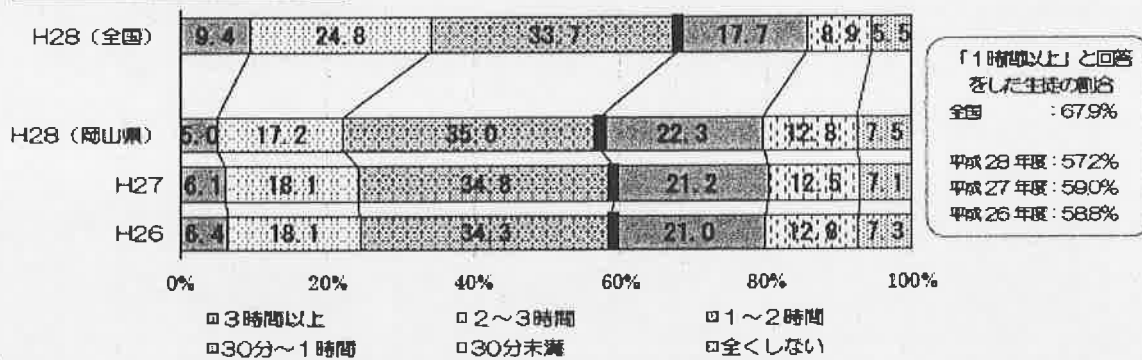


Q:学校の授業時間以外で、ふだん(月曜日から金曜日)、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか。

【児童生徒質問紙】小学校



【児童生徒質問紙】中学校



平成28年度全国学力・学習状況調査結果(国・県の状況)概要より
(岡山県教育庁義務教育課)

家庭教育支援の状況（岡山県教育庁生涯学習課）

本県では、学習機会の充実、相談体制の充実等を柱に、家庭教育支援の充実に努めている。

学習機会の充実については、子どもが就学前のできるだけ早い時期に、保護者同士で学び合う参加体験型の学習教材「親育ち応援学習プログラム」を活用した研修を重点的に進めている。また、子どもを有害情報やネットトラブルから守るため、「子ども安全安心ネットサポーター」を養成し、保護者の啓発を図っている。

相談体制の充実については、「家庭教育支援チーム」が、課題を抱える就学前の保護者に対し、親子交流事業や家庭訪問等を行う取組をモデル事業として実施している。

（１）学習機会の充実

① 親のグッドスタート事業（H26年度～）

全ての保護者が参加する年齢時健診や入学・入園説明会等で「親育ち応援学習プログラム」を活用した学習機会を提供

H26年度～H28年度：11市町村

H28年度：約220小学校区（約50%）で実施予定

〔親育ち応援学習プログラム〕

子育てや家庭教育の課題を保護者同士で学び合う参加体験型学習教材
（例）赤ちゃんとの関わり方、父親の育児参加、親子の生活習慣 等

② 子ども安全安心ネットサポーター養成事業（H27年度～）

子どもがスマホを利用する際の正しい使い方等を、身近な立場から保護者にアドバイスできる人材を養成し、学校園での学級懇談やPTA研修会等へ派遣

H27年度～H28年度：70名養成（大学生、PTA関係者等）

H28年度：50回の研修会へ派遣予定

（２）相談体制の充実

① 親育ち応援隊！家庭教育支援チーム推進事業（H27年度～）

主任児童委員や保健師等の地域人材からなる家庭教育支援チームが、課題を抱える就学前の保護者に対し、相談交流事業や家庭訪問等のアウトリーチ型の支援を実施

H27年度～H28年度：3市町

② すこやか育児テレホン（H1年度～）

子育てに関する不安や悩みに関する相談を電話、メールで対応
相談員数35名（岡山県青少年総合相談センター内に配置）

H27年度：相談件数1,168件

(3) 普及・啓発

① ぱっちりモグモグ生活リズム向上キャンペーン (H23 年度～)

早寝・早起き・朝ごはん等の生活リズムの重要性について、県民の理解の定着をめざすとともに、社会全体で子どもの望ましい基本的生活習慣を育成する機運を醸成

キャンペーン期間

月間：11月、週間：5月、9月、1月（それぞれ2週間）

② わが家のすこやか日記 (H21 年度～)

家庭教育を考えるきっかけとし、社会全体で子どもを育む機運を醸成するため、それぞれの家庭で大切にしているルールや、愛情あふれるエピソード等を募集し、優秀作品を様々な印刷物等に掲載

H28 年度：約 2,500 件の応募



岡山県「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上
マスコットキャラクター

あさくち親育ち応援隊 ～家庭教育支援チームの取組～

浅口市教育委員会事務局生涯学習課

1. ねらい

- 【対象】 主に就学前の子どもを持つ保護者
- 【目的】 子育ての悩みを抱えたまま孤立化することを防ぐ
- 【内容】 情報や学習機会の提供、相談等の支援を行えるよう地域、学校・園、行政が連携して取り組むことによって体制を整備する
※県が作成した参加型学習プログラム「親育ち応援学習プログラム」の実施が有効

2. 構成

- ☆浅口市親プロ推進チーム（10名）
- ☆子育て支援拠点施設「つどいの広場」 保育士（3名）
- ☆主任児童委員（1名） ※その他必要に応じて、市の保健師や学校園の先生と連携

3. 活動内容

- (1) 学習機会の提供
 - ・「親育ち応援学習プログラム」を実施
 - ・チラシ、ポスター作成、配布
- (2) 訪問による支援
 - ・子育て支援拠点施設における「親プロ」の実施
 - ・小学校の入学説明会等
 - ・小中学校PTA研修会等
 - ・場合に応じて、主任児童委員が保護者へ個別対応
- (3) 活動拠点での交流・相談対応
 - ・週4日程度、子育て支援拠点施設「つどいの広場」開催
 - ・保育士2名が常駐し、相談に対応
 - ・親プロ終了後に交流、相談の時間を設定
- (4) 情報共有活動
 - ・実施内容の打ち合わせを含む情報交換会議
 - ・適宜、学校・園と情報交換

4. 成果

- (1) 「つどいの広場」での実施 <こども未来課との連携>
- (2) 相談・交流の場の確立 <保育士、主任児童委員との連携>
- (3) 意識共有 <学校・園との連携>

5. 課題

- (1) 保健福祉部局との連携強化
- (2) チーム員の充実 ⇒ 体制の維持